第六十九条中「第三百六十一条第一項」の下に「（第三号から第五号までを除く。）」を、「第十一項まで」の下に「、第八百四十九条の二第二号及び第三号」を加える。

第四章第二節第一款及び第二款の款名を削る。

第九十三条から第九十五条までを次のように改める。

第九十三条から第九十五条まで　削除

第九十六条第四項中「及び第四項」を削る。

第九十七条第一項中「その」の下に「主たる」を加える。

第百三条中「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に、「、第四十八条」を「、第五十一条」に、「並びに第百三十二条」を「、第百三十二条から第百三十七条まで並びに第百三十九条」に、「第十五号に」を「第十四号に」に、「第十二条第一項」を「第十二条第一項第五号」に改め、「、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号」と」を削る。

第百十五条第一項第二十号中「含む。）」の下に「又は第三十八条の五第四項」を加える。

（中小企業等協同組合法の一部改正に伴う経過措置）

第九十四条　前条の規定による改正後の中小企業等協同組合法（以下この条において「新中小企業等協同組合法」という。）第三十八条の五第一項から第三項まで（これらの規定を新中小企業等協同組合法第四十条の二第四項、第九十八条の規定による改正後の輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）（以下「新輸出入取引法」という。）第十九条第一項（輸出入取引法第十九条の六において準用する場合を含む。）並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第五条の二十三第三項及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。）及び第四項から第六項まで（これらの規定を新輸出入取引法第十九条第一項（輸出入取引法第十九条の六において準用する場合を含む。）並びに中小企業団体の組織に関する法律第五条の二十三第三項及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約（新中小企業等協同組合法第三十八条の五第一項（新中小企業等協同組合法第四十条の二第四項、新輸出入取引法第十九条第一項（輸出入取引法第十九条の六において準用する場合を含む。）並びに中小企業団体の組織に関する法律第五条の二十三第三項及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。）について適用する。

2　この法律の施行前に中小企業等協同組合と保険者との間で締結された保険契約のうち役員若しくは会計監査人がその職務の執行に関し責任を負うこと若しくは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が塡補することを約するものであって、役員若しくは会計監査人を被保険者とするもの又は輸出組合、輸入組合、協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会と保険者との間で締結された保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと若しくは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が塡補することを約するものであって、役員を被保険者とするものについては、新中小企業等協同組合法第三十八条の六第一項（新中小企業等協同組合法第四十条の二第四項、新輸出入取引法第十九条第一項（輸出入取引法第十九条の六において準用する場合を含む。）並びに中小企業団体の組織に関する法律第五条の二十三第三項及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。）並びに第二項及び第三項（これらの規定を新輸出入取引法第十九条第一項（輸出入取引法第十九条の六において準用する場合を含む。）並びに中小企業団体の組織に関する法律第五条の二十三第三項及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。）並びに第二項及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

3　前条の規定による中小企業等協同組合法の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

（貿易保険法の一部改正）

第九十五条　貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の見出し中「株式交換」の下に「、株式交付」を加え、同条中「株式交換」の下に「、株式交付」を加え、「及び第四章第一節」を「、第四章第一節及び第四章の二」に改める。

（商品先物取引法の一部改正）

第九十六条　商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第八項後段を削る。

第十八条第二項中「まで」の下に「、第八百四十九条の二第二号及び第三号」を加える。

第二十四条を次のように改める。

第二十四条　削除

第二十四条の二を削る。

第二十五条第一項中「その」の下に「主たる」を加える。

第二十八条後段を削る。

第二十九条中「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に、「、第四十八条」を「、第五十一条」に、「及び第百三十二条」を「、第百三十二条から第百三十七条まで及び第百三十九条」に改め、同条後段を削る。

第五十八条中「まで」の下に「、第八百四十九条の二第二号及び第三号」を、「第三百六十一条第一項」の下に「（第三号から第五号までを除く。）」を加える。

第六十三条後段を削る。

第七十三条中「、その主たる事務所の所在地においては」を削り、「従たる」を「主たる」に改め、「は三週間以内に」を削る。

第七十七条第二項中「第三百六十一条第一項」の下に「（第三号から第五号までを除く。）」を、「第十一項まで」の下に「、第八百四十九条の二第二号及び第三号」を加える。

第百三十四条第一項中「、その主たる事務所及び本店の所在地においては」を削り、「従たる」を「主たる」に、「支店の」を「本店の」に改め、「は三週間以内に」を削り、「解散の登記を」を「解散の登記をし」に改め、「の本店」及び「、組織変更後株式会社商品取引所の支店については会社法第九百三十条第二項各号に掲げる事項の登記を」を削る。

第百三十七条中「支店並びに」及び「及び従たる事務所」を削る。

第百四十四条の十一第二項中「同じ。）」の下に「又は社債管理補助者（会社法第七百十四条の二の社債管理補助者をいう。以下この項において同じ。）」を、「当該社債管理者」の下に「又は社債管理補助者」を加える。

第百四十七条第一項中「、その主たる事務所の所在地においては」を削り、「その従たる」を「その主たる」に改め、「は三週間以内に」を削り、同項ただし書を削り、同条第二項中「、その主たる事務所及び本店の所在地においては」を削り、「従たる」を「主たる」に、「及び支店」を「及び本店」に改め、「は三週間以内に」を削り、同項ただし書を削る。

第百四十七条の二第一項中「、その主たる事務所の所在地においては」を削り、「従たる」を「主たる」に改め、「は三週間以内に」を削り、同条第二項中「、その主たる事務所及び本店の所在地においては」を削り、「従たる」を「主たる」に、「支店」を「本店」に改め、「は三週間以内に」を削る。

第百五十二条第一項中「から第四項まで」を削る。

第百五十三条中「及び第四項」を削り、「「各株式会社商品取引所の本店」を「「各株式会社商品取引所の本店」に改め、「、同条第四項中「第九百三十条第二項各号」とあるのは「第九百三十条第二項各号又は商品先物取引法第二十四条第二項各号」と、「各会社の支店」とあるのは「各株式会社商品取引所の支店又は各会員商品取引所の従たる事務所」と」を削る。

（商品先物取引法の一部改正に伴う経過措置）

第九十七条　前条の規定による商品先物取引法の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。